

幸手ひばりヶ丘工業団地 地区計画

名 称		幸手ひばりヶ丘工業団地 地区計画
位 置		幸手市大字木立字流作、大字上宇和田字流作の各一部
面 積		約 2 2 . 5 h a
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の 目 標	本地区は、幸手市中心市街地から北東 4 k m の地点に位置し、自立的な圏域として機能し活動していくことを目標に、市街地の住工混在の解消、知識、技術的集約型先端技術産業など付加価値の高い都市型工業地の形成が予定されている。そこで、産業の振興・雇用の促進等を図り、地域経済の発展、並びに新たな景観の創出を目的として、周辺の自然環境や農業生産環境と調和した緑豊かな公害のない工業地を形成し保持することを目的とする。
	土地利用の 方 針	工業団地としての発展を計画的に行うとともに、生活活動及び周辺住宅地に及ぼす影響を踏まえ、一般住宅との混在を排除し、計画地が持つ自然環境を考慮して、公共緑地及び民有緑地を十分に確保し、自然と調和のとれた良好な環境を有する工業地の形成を図る。
	地区施設の 整 備 方 針	本地区における地区施設は、既に道路・緑地が整備されており、今後ともその機能、環境が損なわれないよう維持・保全を図るものとする。
	建築物等の 整 備 方 針	周辺環境への影響を考慮した良好な工業地を形成・保持するため、建築物の壁面位置の制限並びに美観上からの配慮により、かき又はさくの構造の制限を行う。なお、壁面位置の制限より生み出された部分については緑化に努める。

地 区 整 備 計 画	建 築 物	壁面の位置 の制限	道路境界線 からの距離	建築物の外壁又はこれに類する柱の面は、地盤面下の 部分を除き道路境界線から 4 m以上離すこと。
			隣地境界線 からの距離	建築物の外壁又はこれに類する柱の面は、地盤面下の 部分を除き隣地境界線から 2 m以上離すこと。
	等 に	建築物等の形態又は意匠の 制限	屋外広告物は埼玉県屋外広告物条例第 7 条第 2 項に該 当するものに限る。又、広告物は自己の敷地内とし、最 小限（1 事業所 2 基以内）とし、色彩は周囲の環境を考 慮したものとする。	
	関 連 す る 事 項	かき又はさくの構造の制限	道路境界及び隣地境界側側のかき又は柵は、次の各号 の 1 つに掲げるものとする。	
			1 生垣 2 宅地造成地盤面からの高さが 2 m以下の透視可能な フェンスとし内側に植栽を施すものとする。なお、 基礎を構築する場合の高さは路面から 0. 6 m以下 とすること。但し、2 m以下の門柱及び危険施設等 の管理上やむを得ない場合にあってはこの限りでな い。	